東京都公安委員会告示第2708号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第18項並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和8年11月12日

東京都公安委員会

記

1　送達を受けるべき者の住所及び氏名

別添のとおり

2　送達する書類の名称

別添のとおり

3　公示事項

当公安委員会は、道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の規定に基づき、前2の書類の送達を受けるべき者に対し、当該書類を送付したが、所在が不明のため、送達することができないので、当該書類は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、送達を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

東京都墨田区横川５丁目１０－１－９２２ 原田　純	放置違反金納付命令書（第　30-101-260726-401349）
東京都港区南青山３丁目１８－１９ 株式会社オージィ	放置違反金納付命令書（第　30-111-260820-403128）
茨城県神栖市平泉２１３７－８３ 株式会社　東章サービス	放置違反金納付命令書（第　30-113-260806-428041）
東京都品川区南大井２丁目１２－１０－４０８ ＧＡＲＣＩＡ　ＪＯＨＮ　ＫＥＮＮＥＴＨ	放置違反金納付命令書（第　30-216-260705-412138）
東京都品川区南大井２丁目１２－１０－４０８ ＧＡＲＣＩＡ　ＪＯＨＮ　ＫＥＮＮＥＴＨ	放置違反金納付命令書（第　30-216-260713-202626）
東京都港区南青山３丁目１８－１９ 株式会社オージィ	放置違反金納付命令書（第　30-217-260819-402374）
東京都品川区北品川１丁目９－７－１０１５ 株式会社インクリ	放置違反金納付命令書（第　30-325-260831-202910）
石川県羽咋郡志賀町川尻１１－１２ 立岩　貴一	放置違反金納付命令書（第　30-331-260522-206657）
愛知県名古屋市港区小碓３丁目１０１－２０１ 川島　一起	放置違反金納付命令書（第　30-331-260724-209872）
東京都江東区有明１丁目５－２ 株式会社ＹＰ	放置違反金納付命令書（第　30-331-260818-209053）
東京都狛江市猪方３丁目２８－１４　柴野店舗１０１ スズメサイクルズ　代表者　佐野　圭	放置違反金納付命令書（第　30-333-260811-201713）
東京都港区南青山３丁目１５－９　ＭＩＮＯＷＡ表参道３階 株式会社　Ｒｅｖｅａｌ	放置違反金納付命令書（第　30-436-260726-416070）
東京都港区南青山３丁目１５－９　ＭＩＮＯＷＡ表参道３階 株式会社　Ｒｅｖｅａｌ	放置違反金納付命令書（第　30-436-260727-415253）
静岡県静岡市清水区八木間町４７５－１ 株式会社　Ｉｎｆｉｎｉｔｙ８	放置違反金納付命令書（第　30-436-260912-421369）
埼玉県川越市脇田新町１２－１６－２０１ 配島　聡	放置違反金納付命令書（第　30-550-260804-204701）

１　この処分に不服がある場合は、道路交通法第５１条の４第１８項及び地方税法第２０条の２第３項の規定により、本掲示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して３月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。

２　この処分については、送達日の翌日から起算して６月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

東京都足立区舎人５丁目１８－２０－１０２
工藤　勇紀　　督促状（第　30-103-260615-206176）

千葉県野田市関宿台町２０６０－６
株式会社　ＢＡＪＡＫＯ　ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ　　督促状（第　30-113-260604-202326）

埼玉県川口市東本郷１１４４－１－３０１
ＨＡＫＡＮ　ＧＯＲＫＥＭ　　督促状（第　30-223-260510-416040）

千葉県いすみ市高谷９７０
株式会社　ＭＩＮＧＳ　　督促状（第　30-329-260804-201874）

東京都中央区晴海５丁目１－９－８０２
ＴＨＯＮＧ　ＷＥＩ　ＦＵＮＧ　　督促状（第　30-331-260525-204006）

東京都調布市国領町８丁目２－９－２－２０１
ＧＲＥＥＮ　ＴＥＣＨ合同会社　　督促状（第　30-435-260718-204959）

東京都港区虎ノ門１丁目１７－１－１５Ｆ
合同会社　アドクエスト　　督促状（第　30-438-260625-202528）

茨城県鉾田市梶山１３０１－１２
ＧＳ　Ｅｎｔｅｒｐｒｉｓｅ　合同会社　　督促状（第　30-440-260626-403058）

東京都新宿区西新宿１丁目２０－３　西新宿高木ビル８階
株式会社　東興商事　　督促状（第　30-550-260629-206833）

１　この処分に不服がある場合は、道路交通法第５１条の４第１８項及び地方税法第２０条の２第３項の規定により、本掲示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して３月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。

２　この処分については、送達日の翌日から起算して６月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。